

▼表2-4-2-11 排水基準を定める省令(有害物質)

【環境対策課】

一律排水基準		許容限度	地下浸透基準
種類又は項目			
カドミウム及びその化合物		0.03	0.001
シアン化合物		1	0.1
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)		1	0.1
鉛及びその化合物		0.1	0.005
六価クロム化合物		0.5	0.04
砒素及びその化合物		0.1	0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005	0.0005
アルキル水銀化合物		検出されないこと	0.0005
PCB		0.003	0.0005
トリクロロエチレン		0.1	0.002
テトラクロロエチレン		0.1	0.0005
ジクロロメタン		0.2	0.002
四塩化炭素		0.02	0.0002
1, 2-ジクロロエタン		0.04	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン		1	0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4	0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン		3	0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.06	0.0006
1, 3-ジクロロプロペン		0.02	0.0002
チウラム		0.06	0.0006
シマジン		0.03	0.0003
チオベンカルブ		0.2	0.002
ベンゼン		0.1	0.001
セレン及びその化合物		0.1	0.002
ほう素及びその化合物	海域に排出されるもの	230	0.2
	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10	
ふっ素及びその化合物	海域に排出されるもの	15	0.2
	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)		100	アンモニア性窒素:0.7 亜硝酸性窒素:0.2 硝酸性窒素:0.2
1, 4-ジオキサン		0.5	0.005

備考1 単位は全てmg/Lである

2 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

3 地下浸透基準は、法施行規則第6条の2に定める「地下浸透水が有害物質を含むもの」としての要件